

第2次山梨県消費者基本計画(仮案)

計画の概要

【計画策定の趣旨】

○消費者施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の消費生活の安定と向上を図る。

【計画の位置付け】

○県消費生活条例第8条の2に計画策定を規定

○消費者教育推進法第10条に基づく「消費者教育推進計画」

※やまなし消費者教育推進計画を包含した計画とする（期間延長と数値目標の設定）

【計画の期間】

○2021～2025（5年間）

【国の計画（第4期消費者基本計画）基本的方向

①消費者被害の防止

厳格な法執行等による消費者保護、消費者が合理的な判断に必要な情報を得られる環境の整備、消費者の特性に応じたアプローチ

②消費者の自立と事業者の自主的取組の加速

成年年齢引下げを踏まえた若年者等に対する消費者教育、知識及び情報を適時適切に得られるための普及啓発手段の高度化、事業者による消費者志向経営が社会の基本認識となる取組

③協働による豊かな社会の実現

持続可能な消費社会の形成、消費者と事業者とのWINWIN関係の構築、協働を支える地域の枠組み構築

④デジタル化・国際化に伴う新しい課題への対応

Society5.0への対応、国際化の進展への対応

⑤災害・感染症拡大など緊急時対応

リスク・課題に柔軟かつ迅速に対応できるような施策の推進

第1次計画（H28～R2）の基本方針

1 商品やサービスの安全の確保

- ・監視・指導・検査の徹底
- ・消費者事故の調査・公表
- ・生活関連物資の安定供給・価格の安定化
- ・食の安全・安心の確保

2 消費者と事業者との取引の適正化

- ・表示等の適正化の推進
- ・消費者契約の適正化の推進

3 消費者被害の防止と救済

- ・県の相談体制の充実
- ・市町村における相談体制の充実
- ・見守り体制の構築
- ・県内団体との連携
- ・多重債務問題の解決
- ・紛争処理

4 消費者教育の推進

- ・ライフステージや、学校や地域など場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進
- ・消費者教育の人材（担い手）の育成
- ・関連する教育との連携

第2次計画（仮案）2021～2025

1 商品やサービスの安全の確保

- ・監視・指導・検査の徹底
- ・消費者事故の調査・公表
- ・コロナ感染症や災害時の生活関連物資の安定供給・価格の安定化に向けた取組
- ・食の安全・安心の確保

2 消費者と事業者との取引の適正化

- ・表示等の適正化の推進
- ・消費者契約の適正化の推進

3 消費者被害の防止と救済

- ・県の相談体制の充実
- ・市町村における相談体制の充実
- ・見守り体制の構築
- ・多重債務問題の解決
- ・紛争処理
- ・架空請求や電話詐欺等の変化する消費者トラブルへの対策・情報の提供
- ・災害や感染症の流行等の非常事態における消費者トラブルへの対策・情報の提供

4 消費者教育の充実

- ・ライフステージや、学校や地域など場の特性に応じた体系的な消費者教育の実施
- ・消費者教育の人材（担い手）の育成
- ・賢い消費者の育成と消費者市民社会の理解の促進
- ・山梨おもいやり消費（エシカル消費）の普及啓発
- ・食品ロスの削減や環境保全に資する消費者と事業者の連携・協働

5 消費生活情報の発信

- ・被害防止のための注意喚起情報の発信
- ・情報サイト・SNSを利用した積極的情報発信
- ・新しい生活様式を踏まえた情報コンテンツによる普及啓発
- ・関係機関との情報共有と連携強化
- ・学校や地域での活用に向けた周知の活動

国が定めた「地方消費者行政強化作戦2020」の目標

〈目標1〉消費生活相談体制の強化

消費生活センターの設置促進

〈目標2〉消費生活相談の質の向上

〈目標3〉消費者教育の推進

若年者の消費者教育の推進

地域における消費者教育推進体制の確保

SDGsへの取り組み

〈目標4〉高齢者等の消費者被害防止のための見守り活動の充実

消費者安全確保地域協議会の設置、地域の見守り活動の充実

〈目標5〉特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実（改）

〈目標6〉法執行体制の充実（新）

〈目標7〉地方における消費者政策推進のための体制強化（新）